

原子力災害に備えた
小千谷市広域避難計画

(Ver.1)

平成28年1月

小千谷市

はじめに

小千谷市は、東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所からほぼ30km圏内に位置することから、原子力災害による放射線・放射性物質から住民の皆さんの身を守るため、平成25年3月に「小千谷市地域防災計画（原子力災害対策編）」を新たに策定し、事前の備えと万が一の緊急事態における対策をまとめました。さらに、その内容を住民の皆さんに周知するため、平成26年3月に「原子力災害対応ガイドブック」を作成し全戸配付しました。

この「原子力災害に備えた小千谷市広域避難計画」は、小千谷市地域防災計画（原子力災害対策編）と原子力災害対応ガイドブックにおいて具体的な記載のなかった市外の避難先（広域避難）について、新潟県が示したマッチングをもとに策定したものです。

本計画は、現時点における基本的な事項をまとめたものであり、避難路の渋滞対策や避難行動要支援者の避難方法、安定ヨウ素剤の配布・服用方法など多くの課題が残されていますが、これらの課題については、新潟県と合同で検討を進めています。その検討結果や関係法令、国の原子力災害対策指針などの改正などを踏まえ、本計画を随時更新し、更に実効性のある広域避難計画を策定してまいります。

平成28年1月

小千谷市

目次

第1章 総則

1 計画の目的	1
2 計画の基本方針	1
3 計画の修正	1

第2章 原子力災害対策の基本事項

1 計画の対象地域	2
2 原子力災害に対応するための防護措置	2
3 緊急時の初期対応段階における防護措置の考え方	4

第3章 市の体制

1 原子力災害対策本部等の設置	8
2 情報連絡体制	9
3 住民等への情報伝達	9
4 緊急時モニタリング	10

第4章 住民等の屋内退避・避難体制

1 屋内退避の実施	12
2 避難及び一時移転の実施	13

第5章 要配慮者等の避難体制

1 高齢者、障がいのある人等への対応	16
2 園児、児童、生徒への対応	17
3 観光客等一時滞在者への対応	18
4 外国人への対応	18

第6章 原子力災害医療

1 安定ヨウ素剤の配布・服用	19
2 避難退域時検査及び簡易除染	20

第7章 避難者の支援等

1 避難所の運営	21
2 避難の長期化に備えた対応	21

3	生活必需品等物資の確保	2 1
4	ペット飼育者への支援	2 1
第8章 今後の課題		2 2
資料：小千谷市町内別避難先一覧		2 3
緊急時活動レベル：E A L (Emergency Action Level)		3 2

第1章 総則

1 計画の目的

本計画は、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に定める原子力災害（原子力発電所の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害）が発生又は発生するおそれが生じた場合に備え、「小千谷市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づき、市民、市内通勤者及び市内一時滞在者等（以下「住民等」という。）の屋内退避、避難及び一時移転等を円滑に実施するために必要な事項を定める。

2 計画の基本方針

原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）では、原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）、運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）の基準に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を行うこととされている。

当市における防護措置は、原子力災害対策指針や地域防災計画に基づき、屋内退避を基本とし、緊急時モニタリング等の結果を踏まえ区域を特定して段階的に避難又は一時移転等を実施する。

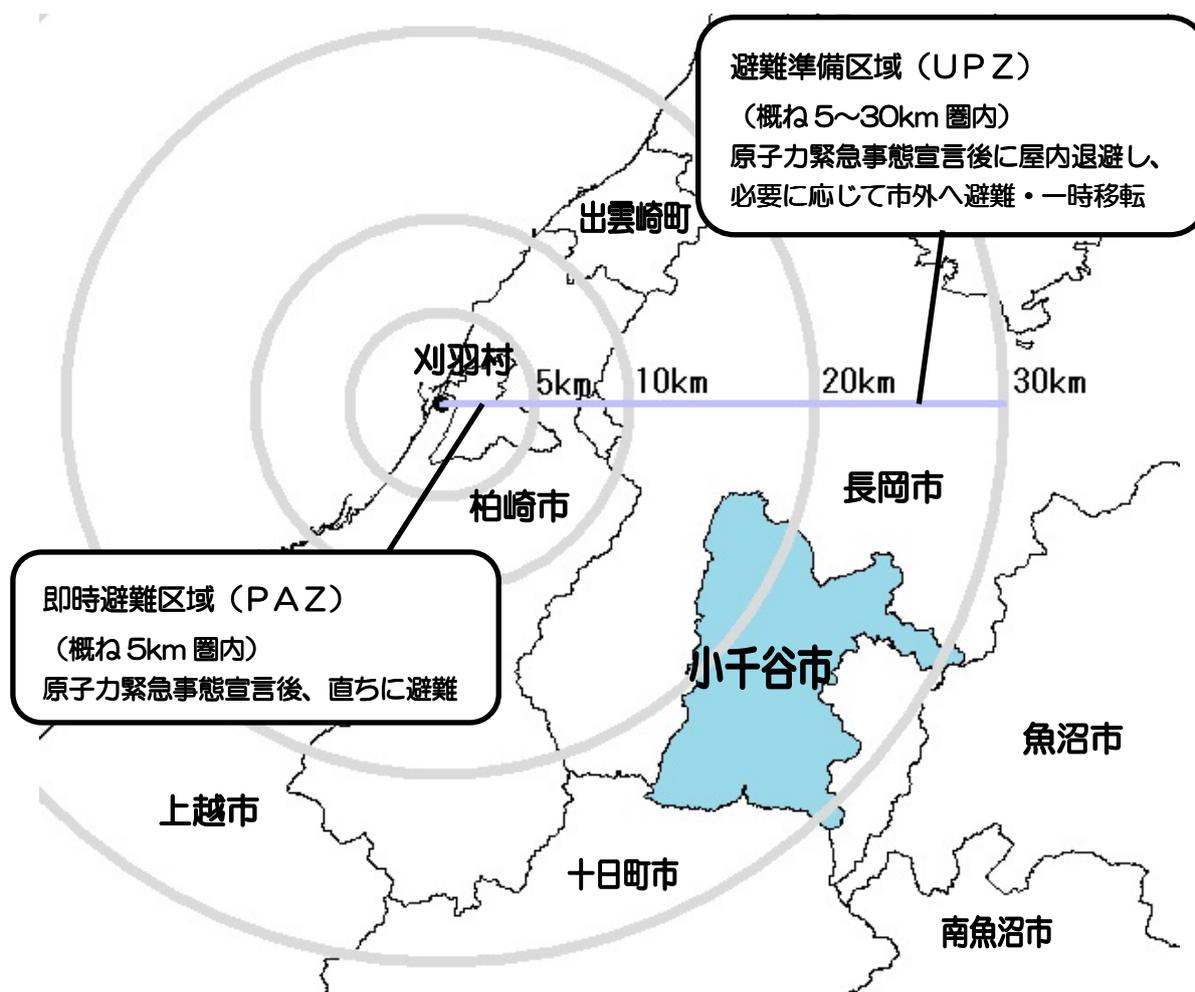
3 計画の修正

本計画は、現時点における基本的な対応をまとめたものであり、関係法令、防災基本計画、原子力災害対策指針、新潟県地域防災計画、原子力災害時に備えた新潟県広域避難の行動指針、地域防災計画等の改正や国、県、県内市町村及び防災関係機関と引き続きの協議・検討結果により、また、原子力防災訓練での検証を踏まえ随時更新する。

第2章 原子力災害対策の基本事項

1 計画の対象地域

小千谷市地域防災計画において、市内全域を避難準備区域（UPZ）としているため、本計画の対象地域は、市内全域とする。



※国土交通省「国土数値情報（行政区データ）」をもとに小千谷市が加工

2 原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害から身を守るため、原子力発電所で発生した事故の状況や空間放射線量率を踏まえ、市は、国や県の指示又は独自の判断に基づき、必要な各種防護措置を行う。

なお、原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じるため、放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在を検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることはできないことから、原子力に関する専門的知識を有する機関による指示、助言等が極めて重要である。

(1) 屋内退避

自宅や公共施設などの屋内に退避し、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

屋内退避は、避難の指示等が行われるまでの間、被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難や一時移転の実施が困難な場合に実施する。また、避難準備区域（UPZ）内においては、原子力発電所から放射性物質が放出されていない段階においても、予防的な防護措置として屋内退避を実施する。

なお、屋内退避が長期にわたる場合には、生活に支障が出るため原子力発電所の状況や放射性物質の放出状況などを踏まえ、避難等を実施する。

(2) 避難及び一時移転

住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に実施する防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

① 避難

空間放射線量率が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する防護措置である。

② 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）の内に当該地域から離れるため実施する防護措置である。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤を予め服用することで、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの低減を図る防護措置である。避難や一時移転等の防護措置と併用して実施する。

なお、服用は、全年齢について対象とする。

ただし、安定ヨウ素剤の服用に当たって、その効果が服用の時期に大きく左右されることや、副作用の可能性もあることから医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的に実施する。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染

放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、吸入及び経口摂取による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止のために実施する防護措置である。

避難及び一時移転を実施した住民等に対して、その移動先において身体の表面や物

品等への放射性物質の付着の有無を確認（避難退域時検査）するとともに、基準値を超えた場合には放射性物質を取り除くための措置（簡易除染）を行う防護措置である。

（５）飲食物の摂取制限

飲食物中の放射性物質濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、当該飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。

飲食物の摂取制限を実施した場合、摂取制限が実施されている区域の住民に対して、必要に応じて代替となる飲食物を提供する。

3 緊急時の初期対応段階における防護措置の考え方

緊急時においては、情報収集により事態を把握し、原子力発電所の状況や距離等に応じて、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

このため、原子力災害対策指針では、緊急時の初期対応段階において、原子力発電所の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置、あるいは、観測可能な指標に基づく緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築している。

市は、これらの基準に基づく国や県の指示又は独自の判断により、各種防護措置を実施する。

（１）緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態は、原子力発電所の状況に応じて、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序どおりに発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得る。

なお、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力発電所の状態等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定されている。

① 警戒事態（EAL 1）

- ・住民等への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国、県及び市などの防災関係機関が情報収集や防護措置の準備を開始する必要がある段階。

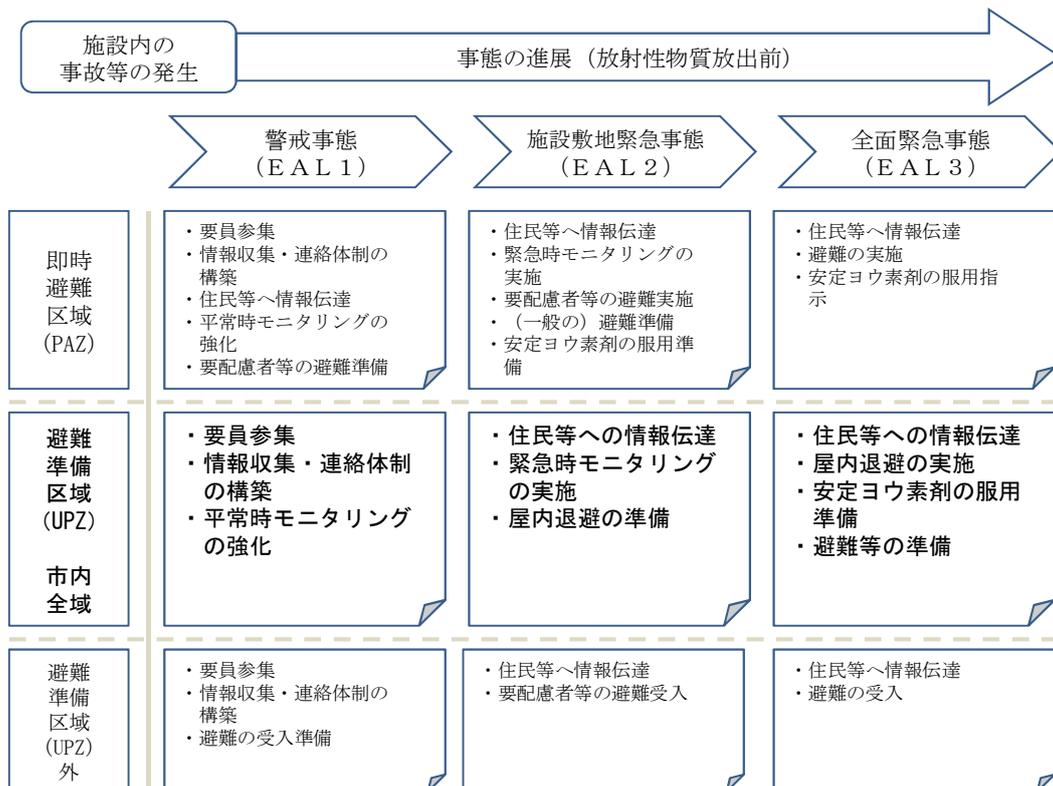
② 施設敷地緊急事態（EAL2）

- ・原子力発電所において住民等に放射線による影響をもたらす可能性がある事故等が生じたため、即時避難区域（PAZ）において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。避難準備区域（UPZ。市内全域）において屋内退避等の緊急時防護措置の準備を開始する必要がある段階。
- ・原子力災害に至る可能性のある段階で原子力事業者による通報義務を定めた、原災法第10条の通報基準に該当する事態となった段階。

③ 全面緊急事態（EAL3）

- ・原子力発電所において住民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響（ある一定の放射線量を超えると現れるとされている影響）を回避し、確率的影響（放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響）のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。避難準備区域（UPZ。市内全域）において屋内退避等の緊急時防護措置を実施する必要がある段階。
- ・放射性物質等が異常な水準で原子力事業所外へ放出された又は放出されるおそれのある段階で内閣総理大臣が発する「原子力緊急事態宣言」等について定めた、原災法第15条に該当する事態となった段階。

【各緊急事態区分における防護措置】



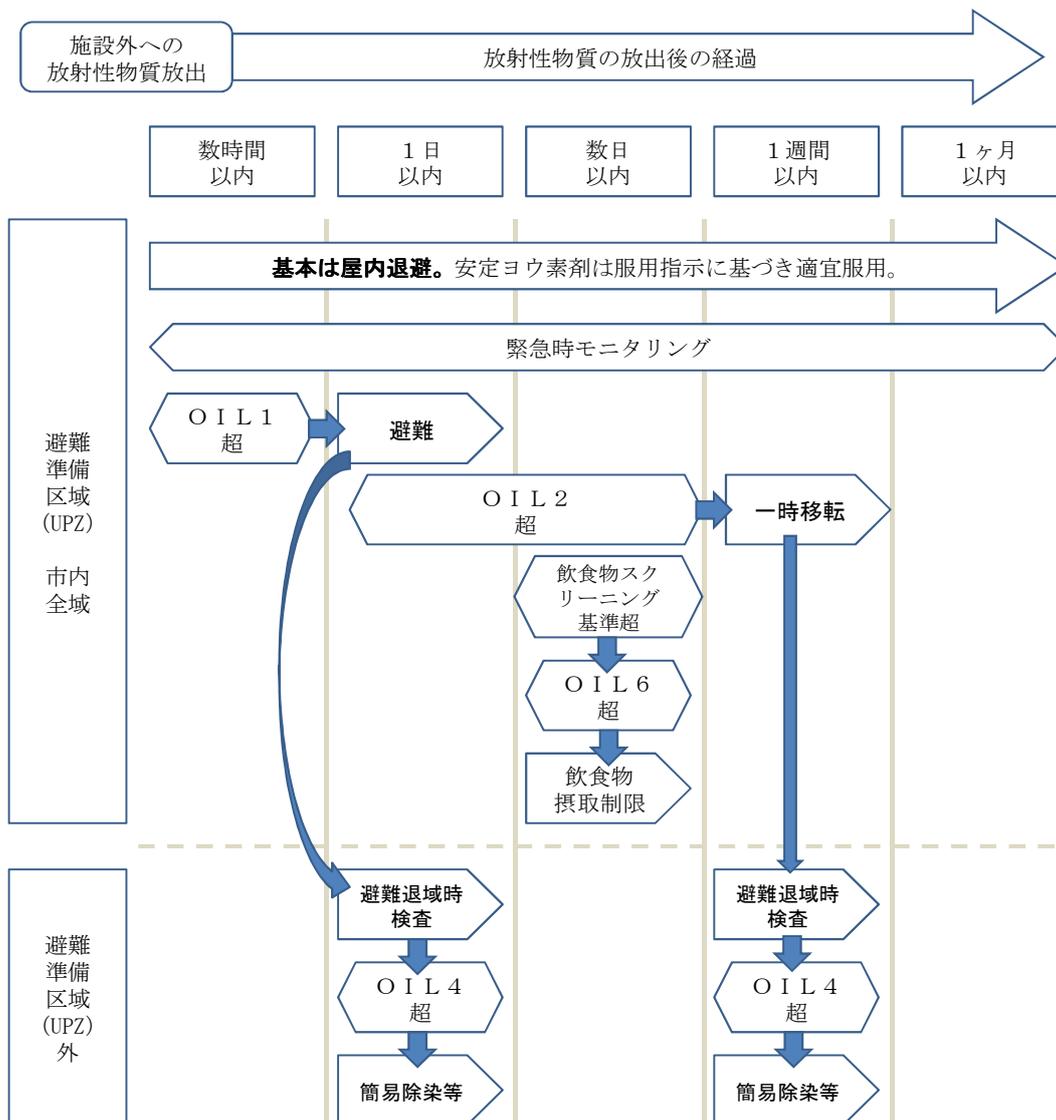
※「原子力災害対策指針」及び「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を基に作成

(2) 運用上の介入レベル (O I L)

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は緊急時モニタリングを迅速に行い、小千谷市内における測定結果等を防護措置の実施を判断すべき基準に照らして、避難や一時移転、飲食物摂取制限、簡易除染等の必要な措置の判断を行い、これを実施する。

この防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表わされる運用上の介入レベル (O I L) が設定されている。

【防護措置実施のフロー図】



※「原子力災害対策指針」及び「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を基に作成

【OILと防護措置について】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
β 線:13,000cpm 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばくの影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
	OIL6	経口摂取による被ばくの影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※「原子力災害対策指針」から抜粋

第3章 市の体制

1 原子力災害対策本部等の設置

市は、緊急時には、災害対策基本法に基づく、原子力災害対策本部又は原子力災害警戒本部（以下、「災害対策本部等」という。）を設置する。

また、原子力災害警戒本部の設置に至らないような事故及び原子力発電所周辺で大規模事故等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、安全協定※に基づき適切に対応する。

災害対策本部等は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める原子力災害対策本部等の設置基準に準拠し、市の計画で以下の設置基準を定めている。

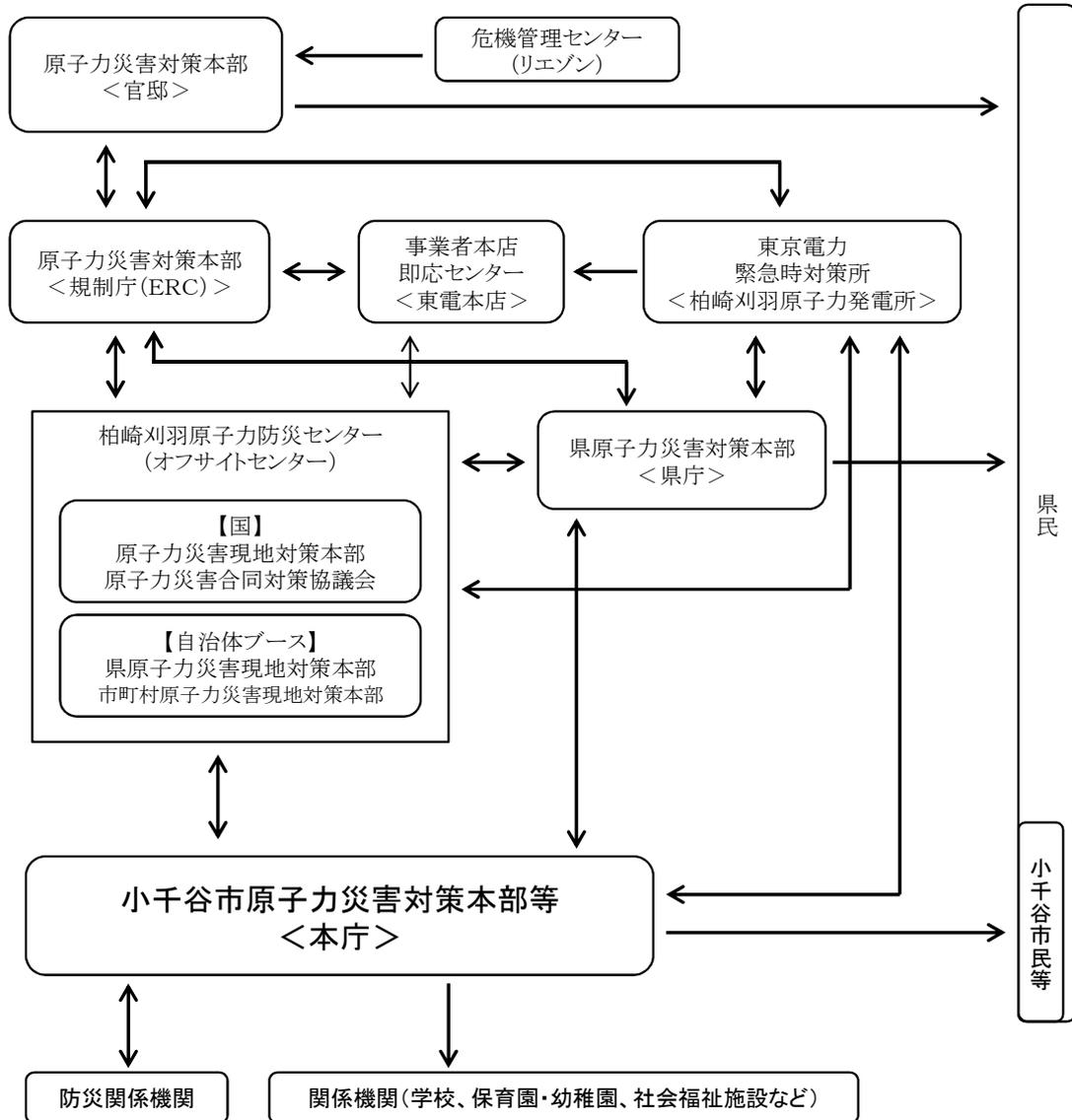
態勢	設置基準	活動体制	緊急事態区分
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	原子力災害警戒本部	情報収集事態
	1 新潟県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 2 新潟県内で、大津波警報が発令されたとき 3 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1 μ Sv/hを超える数値を検出したとき 4 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障等が認められるとき 5 その他市長が必要と認めたとき		警戒事態 (EAL1)
第2次配備	1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があったとき 2 その他市長が必要と認めたとき	原子力災害対策本部	施設敷地緊急事態 (EAL2)
	1 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 2 その他市長が必要と認めたとき		全面緊急事態 (EAL3)

※ 平成25年1月9日に小千谷市と東京電力株式会社で締結した「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」

2 情報連絡体制

市は、国、県、県内市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者等と連携した情報収集と住民等への情報伝達を行う。

【主な情報の流れ】

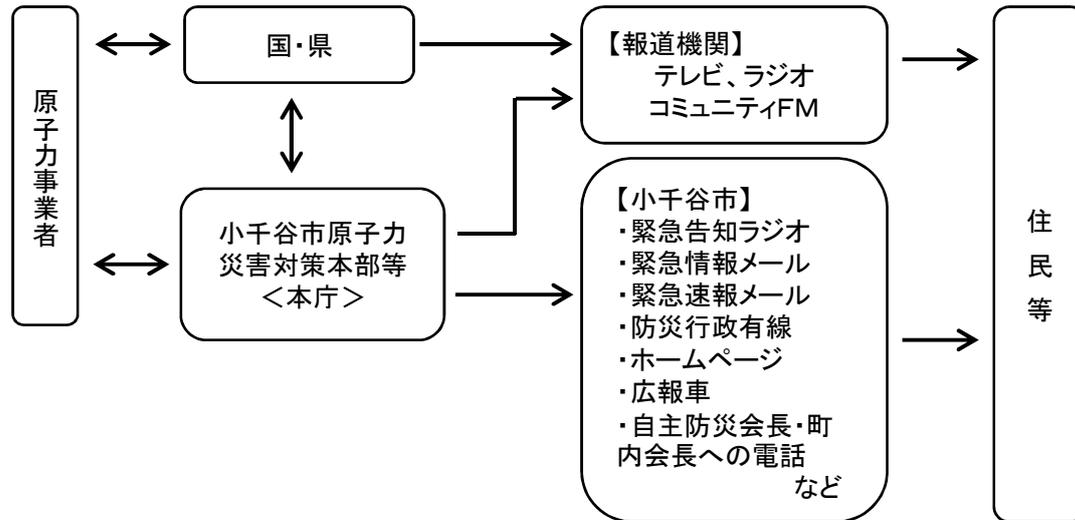


※「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を基に作成

3 住民等への情報伝達

市は、原子力発電所からの事故等に関する情報や、国・県からの避難及び避難準備等に関する指示又は要請があった時は、あらゆる手段（緊急告知ラジオ、緊急情報メール、緊急速報メール、防災行政有線、報道機関、ホームページ、広報車、自主防災会長への電話など）を用いて住民等への情報伝達を行う。

【情報伝達手段】



伝達のタイミング例

- ・ 緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に至ったとき
- ・ 市が特別な体制（災害対策本部等設置）をとったとき
- ・ 事故や災害の状況等に大きな変化があったとき
- ・ 屋内退避、避難等の指示を出すとき
- ・ 放射性物質が放出されたとき
- ・ 国が緊急時モニタリングの結果を公表したとき など

4 緊急時モニタリング

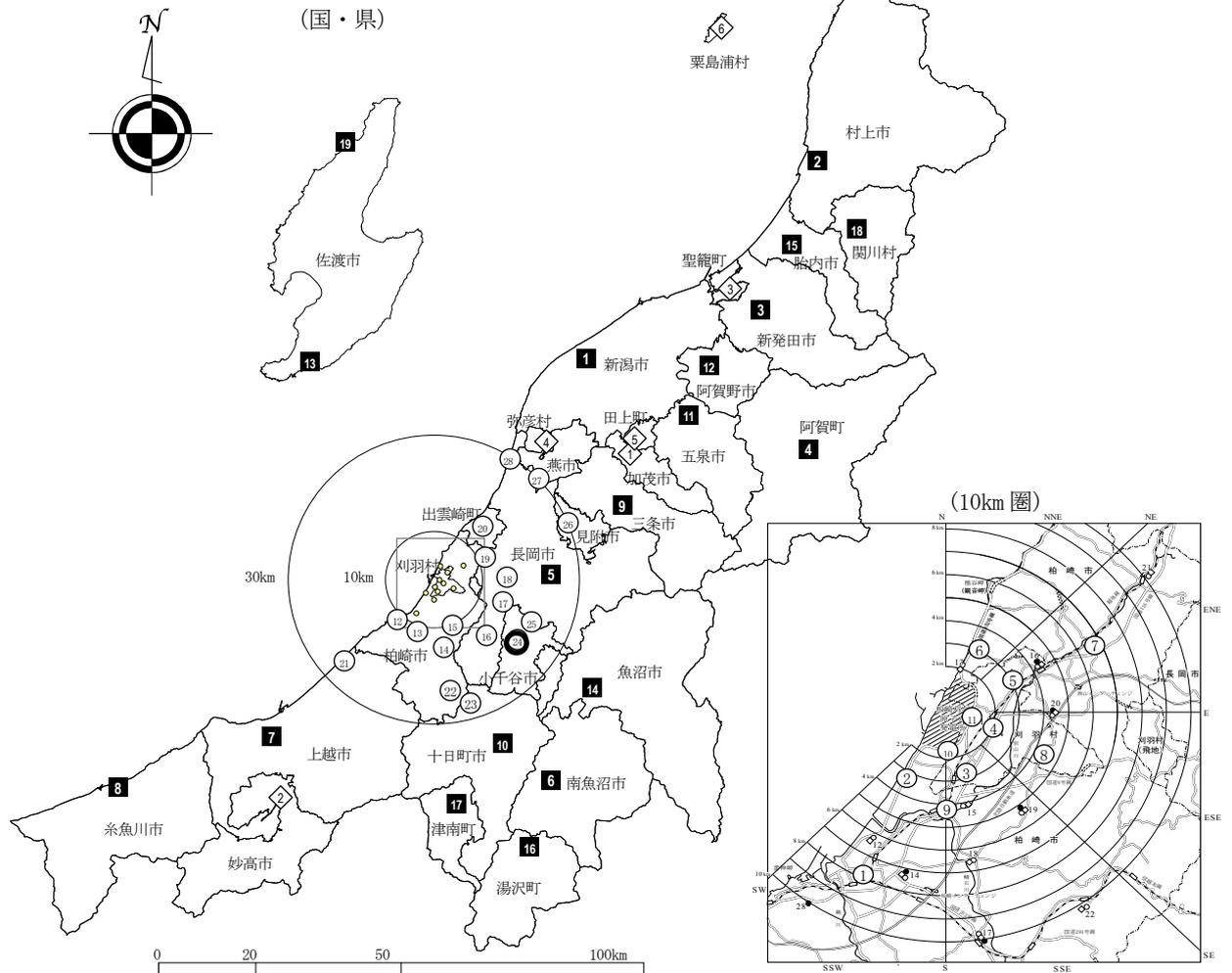
国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、警戒事態（EAL1）において緊急時モニタリングの準備を行い、施設敷地緊急事態（EAL2）において緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応を行う。

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や実施等について、国や県等の関係機関に協力する。また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて、屋内退避、避難及び飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

さらに、県と連携し、観測データの共有に努め、速やかに緊急時モニタリング結果を住民等に周知する。

放射線モニタリングポストの配置状況図

(新潟県提供)



No.	柏崎刈羽原発周辺環境放射線監視調査等	設置場所	No.	放射能水準調査、福島事故対応等	設置場所
○ 1	柏崎市街局	柏崎市	■ 1	放射線監視センター新潟分室	新潟市
○ 2	荒浜局	柏崎市	■ 2	村上地域振興局	村上市
○ 3	下高町局	刈羽村	■ 3	新発田地域振興局	新発田市
○ 4	刈羽局	刈羽村	■ 4	新潟地域振興局津川庁舎	阿賀町
○ 5	勝山局	刈羽村	■ 5	長岡地域振興局	長岡市
○ 6	宮川局	柏崎市	■ 6	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市
○ 7	西山局	柏崎市	■ 7	上越地域振興局健康福祉環境部	上越市
○ 8	赤田町方局	刈羽村	■ 8	糸魚川地域振興局	糸魚川市
○ 9	土合局	柏崎市	■ 9	三条市役所下田庁舎	三条市
○ 10	発電所南局	柏崎市	■ 10	十日町市役所	十日町市
○ 11	発電所北局	刈羽村	■ 11	五泉市役所	五泉市
○ 12	鯨波局 (鯨波コミセン)	柏崎市	■ 12	阿賀野市役所	阿賀野市
○ 13	新道局 (高田コミセン)	柏崎市	■ 13	佐渡市南佐渡消防署	佐渡市
○ 14	加納局 (中鱈石コミセン)	柏崎市	■ 14	魚沼市役所	魚沼市
○ 15	北条局 (北条中)	柏崎市	■ 15	胎内市役所	胎内市
○ 16	千谷沢局 (千谷沢交番跡地)	長岡市	■ 16	湯沢町役場	湯沢町
○ 17	越路局 (県道柏崎越路線)	長岡市	■ 17	津南町役場	津南町
○ 18	関原局 (歴史博物館)	長岡市	■ 18	関川村役場	関川村
○ 19	宮本局 (県道長岡西山線)	長岡市	■ 19	佐渡関岬	佐渡市
○ 20	出雲崎大門局 (出雲崎高校)	出雲崎町			
○ 21	柿崎局 (久比岐高校)	上越市			
○ 22	岡野町局 (柏崎市高柳町事務所)	柏崎市	No.	県可搬型モニタリングポスト	設置場所
○ 23	川西局 (克雪管理センター)	十日町市	◇ 1	加茂市役所	加茂市
○ 24	小千谷局 (建設機械車庫)	小千谷市	◇ 2	妙高市役所	妙高市
● 25	妙見局 (県道小千谷長岡線)	長岡市	◇ 3	聖籠町役場	聖籠町
○ 26	見附市街局 (素材応用技術支援センター)	見附市	◇ 4	弥彦村役場	弥彦村
○ 27	分水局 (分水公民館)	燕市	◇ 5	田上町役場	田上町
○ 28	寺泊局 (コロニーにいがた白岩の里)	長岡市	◇ 6	粟島開発総合センター	粟島浦村

第4章 住民等の屋内退避・避難体制

1 屋内退避の実施

原子力発電所で緊急事態が発生した場合、当市では「屋内退避」を基本の行動とする。屋内退避は、住民等が比較的容易に実施することができる防護対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図ることができる。

避難準備区域（UPZ）においては、段階的な避難や運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施する。

（1）屋内退避の指示

市は、緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）等に基づく国や県の指示又は独自の判断に基づき、住民等に対し屋内退避を指示する。

① 屋内退避準備情報

市は、原子力事業者等から施設敷地緊急事態（EAL2）が発生した旨の通報を受けた場合には、住民等に対し屋内退避準備情報を発表する。

② 屋内退避指示

市は、国や県の指示に基づき又は原子力事業者等から全面緊急事態（EAL3）が発生した旨の通報を受けた場合には、住民等に対し屋内退避を指示する。

（2）屋内退避所等の開設

市は、自宅での屋内退避ができない住民等のために、指定避難所を屋内退避所として開設する。なお、基幹避難所以外の指定避難所については、施設管理者、町内会、自主防災組織等の協力を得て屋内退避所として開設する。

（3）屋内退避の際の留意事項

市は、屋内退避準備情報の発表や屋内退避を指示するときは、住民等に対し次の留意事項を伝え、屋内退避の徹底を図る。

- ・外出中の住民等は、速やかに帰宅する。
- ・あわてず落ち着いて、建物の中に入る。
- ・ドアや窓を閉め、換気扇などの外気を取り込む設備を止める。さらに、換気口や窓の隙間などを塞ぎ、できるだけ外気の流入を防ぐ。
- ・外から帰った時は、顔や手を洗い、うがいをする。また、着替えた衣類は、ビニール袋に入れて保管する。

- ・緊急告知ラジオや緊急情報メール、テレビ、ラジオなどから、最新の情報を入手する。
- ・食品は、ふたやラップをして冷蔵庫や戸棚に保管する。
- ・やむを得ず外出する時は、長袖、長ズボン、帽子、マスク、手袋などを身に着ける。
- ・市外への避難に備え、持出品を準備する。

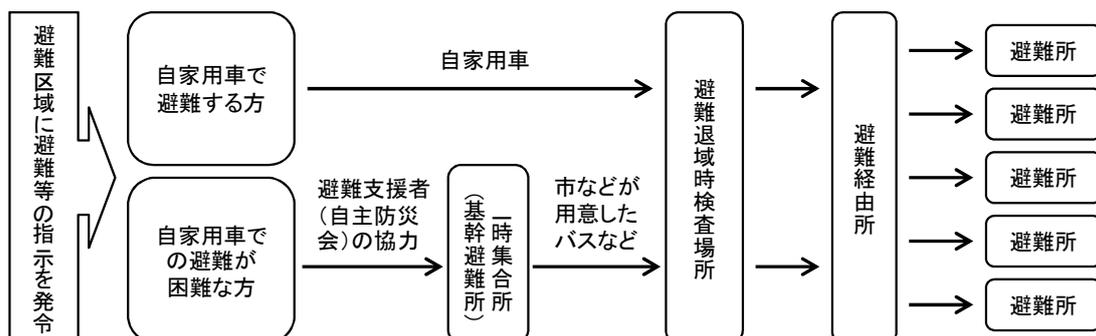
2 避難及び一時移転の実施

放射性物質放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要である。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が観測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない、また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講ずる。

屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切り替えを行う。

(1) 避難及び一時移転のイメージ



(2) 避難等の指示

市は、国又は県から避難等の指示又は要請があったときには、国、県と連携し、避難等を指示する。

緊急を要するときには、国又は県からの指示等を待つことなく、避難等を指示する。

なお、避難等の指示に当たり、避難時の情報伝達体制、避難前後の安否確認の円滑

化、避難所でのコミュニティの維持の重要性等を考慮し、町内会単位を基本として避難等の指示を行う。

また、避難等を指示する際は、次の指示事項を正確かつ簡潔に伝え、行動の徹底を図る。併せて、次の内容についても情報提供に努める。

避難区域の住民等への指示事項

- ・市が指示した受入市町村、避難経由所の施設名・所在地、主な避難経路
- ・避難退域時検査の場所
- ・原則自家用車を利用し、できるだけ乗合すること。
- ・自家用車で避難できない場合は、市が指定する一時集合所（基幹避難所）に集まり、そこからバスを利用すること。

避難区域の住民等への情報提供事項

- ・近所の人に声をかけること。
- ・肌を露出しないよう長袖、長ズボン、帽子、マスク、手袋などを身につけること。
- ・マイナンバーカード又は通知カードを携行すること。
- ・貴重品や最小限の着替え、保険証や持病の薬など非常時持出品を携行すること。
- ・ガスの元栓を締め、電気はブレーカを切ること。
- ・戸締りをしっかりすること。
- ・交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。
- ・市の指示と異なる場所（親戚宅など）に避難する人は、自主防災会の方に避難先を告げるか、避難した後に市役所（代表電話 0258-83-3511）へ連絡すること。
- ・原子力災害対応ガイドブック（平成26年3月全戸配布）を確認すること。

（3）避難手段の確保

自家用車で乗り合いにより避難等を実施することを原則とする。

自家用車での避難等ができない住民等については、一時集合所となる退避所に集合し、市が用意したバス等で避難等を行う。市は、一時集合所に参集した住民等の人数を速やかに把握し、県及びバス事業者等の協力により、必要なバス等を手配する。

※ 町内ごとの一時集合所は、資料：小千谷市町内別避難先等一覧（23ページ～）に記載してあります。

（4）避難先

県は、市の区域を越えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入

可能市町村が複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行うとしている。

このことに基づき、県は、原子力災害時の新潟県広域避難マッチングの状況 (H27. 7) において、当市の避難先として「十日町市」「南魚沼市」「津南町」を示した。

この結果を受けて、市では、その3市町を避難先とする町内会単位での避難先、主な避難経路、避難経由所を定めた。(資料：小千谷市町内別避難先等一覧 (23 ページ～) 参照)

なお、避難施設の選定に伴い、市は県と連携し、避難先自治体への受入れを要請する。受入れの要請は、避難町内名、避難者数、避難指示時刻などの情報を文書にて行う。事態が急迫し文書によることができない場合は、電話等により要請する。

(5) 避難経路の設定

市は、県、北陸地方整備局、東日本高速道路(株)等の道路管理者から交通状況などの情報提供を受け、また、国が公表する緊急時モニタリングの結果なども踏まえ、住民等に対し適切な避難経路を示すとともに、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

なお、「資料 小千谷市町内別避難先等一覧」では、避難等を行う際に使用することが想定される主な避難経路を示している。

(6) 避難経由所の設定

避難等を円滑に実施するため、避難する住民等は、避難する際に避難経由所を目指すものとする。

避難経由所を設定する理由

- ・土地勘のない避難先へ移動する際には、比較的わかりやすい施設を避難経由所としてあらかじめ設定することで、目的地が分かりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ・避難経由所において避難者の避難所への振り分けを実施することで、段階的に避難所を開設する時間的余裕が生まれ、受入自治体の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。

(7) 避難等の完了の確認

市は、避難対象区域の避難状況を確認するため、町内会や自主防災組織と連携し、市が用意したバスに乗車した住民等の氏名等を確認するとともに、避難所で避難者名簿を作成し、自家用車で避難等を実施した住民等の確認に努める。

また、県と協力し、避難対象区域の個別訪問等を行うなど、住民等の避難等実施状況を確認する。

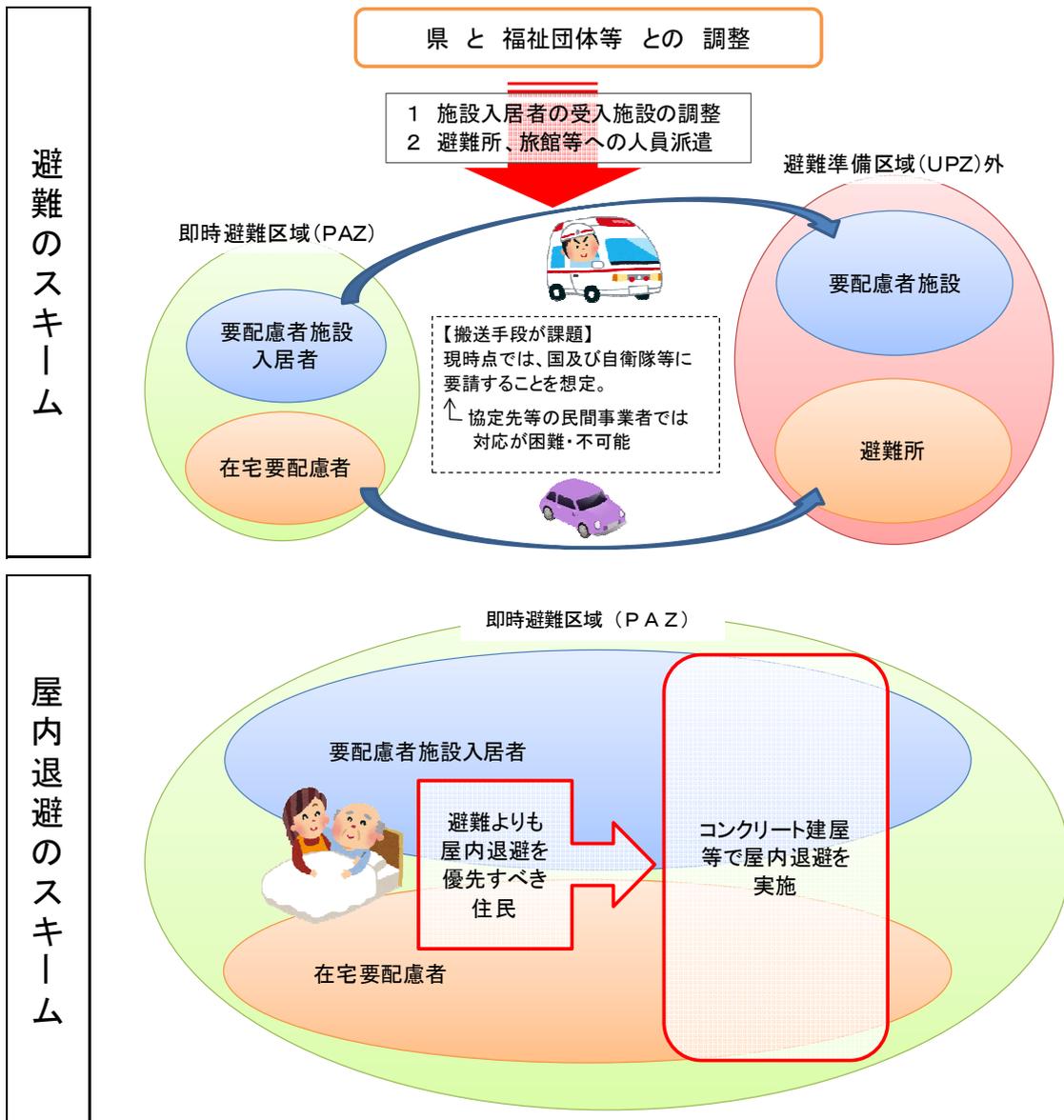
第5章 要配慮者等の避難体制

1 高齢者、障がいのある人等への対応

市は、震災対策と同様に、避難行動要支援者避難支援制度等を活用した避難支援を行う。基本的には、自主防災組織等で一時集合所へ在宅避難行動要支援者を避難させ、そこから市が用意したバスで避難を行う。

なお、要配慮者の避難体制については、「原子力災害に備えた新潟県広域避難行動指針」において「今後市町村、関係機関とさらに検討が必要な課題」の一つであり、現在、県を中心に検討を進めている。

要配慮者の避難のスキーム



※「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」から抜粋

2 園児、児童、生徒への対応

保育園、幼稚園、学校（以下「学校等」という。）は、市からの指示・情報に基づき、園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）及び職員等の安全確保を図るとともに、予め定めた屋内退避・避難計画等に基づき、職員等が責任を持って対応をする。

（1）警戒事態発生時

- ① 各学校等で災害対策体制の設置（本部長：園長または校長）
- ② 市災害警戒本部からの情報入手と伝達
- ③ 生徒等及び職員等の施設関係者の安否等の確認
- ④ 緊急でない電話や携帯電話の通話は控える
- ⑤ テレビやラジオ等による国・県の情報にも注意する

（2）施設敷地緊急事態発生時

- ① 学校等から保護者に引き取り依頼の連絡をする、あるいは集団下校をさせる
- ② 生徒等の安全を確保し、速やかに保護者に引き渡す
- ③ 保護者に連絡がつかない又は保護者等が迎えに来られない生徒等については、保護者等が迎えに来るまでの間は学校において職員等とともに屋内で待機する

（3）屋内退避についての対応

- ① 施設内に入るように指示する
- ② 生徒等及び職員等の施設関係者の安否等の確認
- ③ 屋外にいた場合は、屋内退避時に顔や手洗い、うがい等を行う
- ④ ドアや窓を閉め、換気扇などの外気を取り込む設備を止める。さらに、換気口や窓の隙間などを塞ぎ、できるだけ外気の流入を防ぐ
- ⑤ マスクや上着の着用など、外部被ばくを避けるための注意喚起を行う

（4）避難指示時の対応

- ① 市災害対策本部から避難指示の受信
- ② マスクや上着を着用して、持ち物を最小限にまとめる
- ③ 各施設に残っている生徒等を一時集合所へ移送する
- ④ 移送後の生徒等及び職員等の安否等の確認
- ⑤ 一時集合所への移送後や市外への避難後は保護者へ連絡し、確実に引き渡す

3 観光客等一時滞在者への対応

市は、観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供を行うとともに、災害対策本部を設置する施設敷地緊急事態の段階で早期に帰宅を指示する。また、早期帰宅が困難な場合には、屋内退避施設への一時的な退避を促すなど、放射性物質による被ばくを防ぐための広報を行う。

4 外国人への対応

事故の情報、放射性物質の拡散状況等を的確に伝えるため、多言語による情報提供を可能とする体制を整備する。

第6章 原子力災害医療

1 安定ヨウ素剤の配布・服用

(1) 配布・服用方法

安定ヨウ素剤の服用は、原子力発電所の状況や空間放射線量率等に応じて、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて実施される。

当市を含む避難準備区域（UPZ）における具体的な配布・服用体制については、県が設置した「安定ヨウ素剤事前配布等に関する検討会」において検討を進めているところである。

【服用回数と規定量】

服用回数	・安定ヨウ素剤の服用回数は原則1回 ・連続服用は、原則として、国が服用の必要を判断する ・妊娠している者、新生児は原則として複数回の服用を避ける	
規定量	新生児、 生後1カ月以上3歳未満	薬剤師等が調製した液状の安定ヨウ素剤 を服用する
	3歳以上13歳未満	ヨウ化カリウム丸 1丸
	13歳以上	ヨウ化カリウム丸 2丸
	※安定ヨウ素剤を規定量以上に服用すると、副作用が発生する可能性を高めるため、定められた量以上には服用させてはならない。	

(2) 新潟県の保管状況

安定ヨウ素剤の備蓄については県が実施しており、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）の3回分と屋内退避計画地域（PPA）の1回分を備蓄している（平成27年4月現在）。

当市住民分については長岡保健所等で備蓄しているが、当市内への分散備蓄等の備蓄方法についても県が設置した「安定ヨウ素剤事前配布等に関する検討会」において検討を進めているところである。

2 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査及び簡易除染の具体的な方法、体制、場所及び対象等については、県が検討を進めているところである。

【避難退域時検査の基本的な考え方】

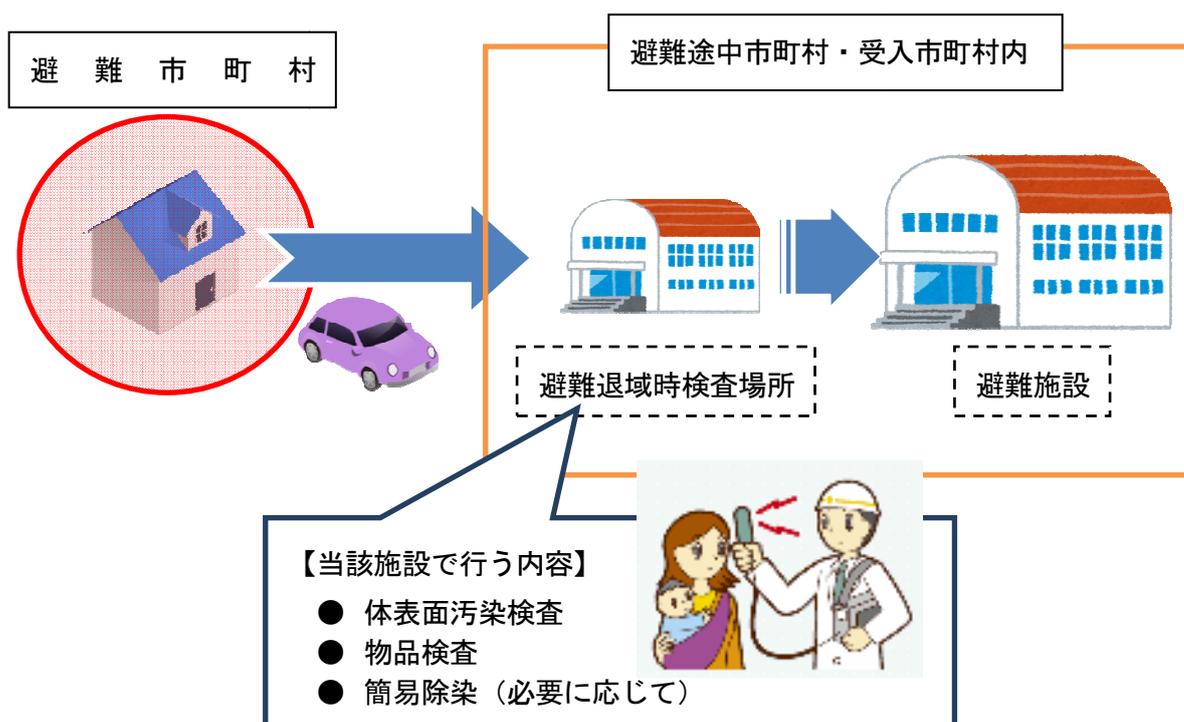
- ① 新潟県が主体となって、避難退域時検査を実施。
- ② 避難退域時検査場所は、避難準備区域（UPZ）外とする。
- ③ 避難退域時検査体制は、避難先及び避難経路を考慮する。
- ④ 避難退域時検査場所は、避難準備区域（UPZ）外を所管する市町村が候補施設を選定し、県が決定。

《避難退域時検査場所となる施設の選定の目安》

以下の点を考慮すること。

- 避難者は、土地勘のない市町村へ避難すること。
- 避難退域時検査場所では、ある程度の順番待ちが生じること。
- 悪天候でも実施できること。
- 避難者（車両）が多数来ること。

< 避難退域時検査場所（イメージ） >



※「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」をもとに小千谷市が加工

第7章 避難者の支援等

1 避難所の運営

市は、避難先に職員を同行させ、県及び受入市町村と連携し、各避難所等の適切な運営・管理を支援する。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民及び自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。

市は、県及び受入市町村と連携し、避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

市は、避難所等における相談窓口体制についても整備する。

なお、避難先は放射線による影響がほとんどなく、避難先の住民は通常生活を送っていると想定される。そこに避難し、体育館等の公共施設を避難所として利用することになるので、避難先の住民の生活にも配慮した避難所運営を行う。

2 避難の長期化に備えた対応

避難の期間が1週間を過ぎるなど長期化が見込まれる場合、市は、県への依頼を含め、避難所の再調整を行う。

また、県は、国及び市と連携し避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備するものとされている。

国、県及び市等は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるとともに、早期解消に向けた情報提供を行う。

3 生活必需品等物資の確保

県及び市は、避難に必要となる毛布・食料等について、県及び市の備蓄物資を活用するほか、必要に応じ国や協定事業者、受入自治体等に要請し、迅速に確保する。

4 ペット飼育者への支援

県及び市は、必要に応じて避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

第8章 今後の課題

本計画は、現時点における基本的な対応をまとめたものであり、関係法令、防災基本計画、原子力災害対策指針、新潟県地域防災計画、原子力災害時に備えた新潟県広域避難の行動指針、地域防災計画等の改正や国、県、県内市町村及び防災関係機関と引き続きの協議・検討結果により、また、原子力防災訓練での検証を踏まえ随時更新する。

(再掲：第1章 3計画の修正)

今後の課題である主なものは以下のとおり。

1. 避難先の複数化

災害の状況や規模及び風向等に応じた避難先の検討や豪雪時の避難、県外避難や民間施設活用など避難先の複数化を検討する。

2. 避難ルート及び避難手段

交通規制や高速道路の利用、交通事業者との協力体制などを検討する。併せて、屋内退避及び防護対策のあり方についても検討する。

3. 避難退域時検査等の方法及び実施場所

県が行う避難退域時検査について、円滑な運用がなされるよう要請する。

4. 緊急時モニタリング

県が作成する緊急時モニタリング計画について、市の役割を確認するとともに円滑な運用がなされるよう要請する。

5. 避難経路所・避難所の運営・協力体制

避難経路所の役割を明確化し、運用方針を検討する。また、避難所の運営・協力体制について検討する。

6. 安定ヨウ素剤の配備・配布方法

避難準備区域（UPZ、小千谷市内全域）における配備・配布方法を検討する。

7. 要配慮者の避難

在宅の要配慮者の避難方法や社会福祉施設等の避難方法を検討し、社会福祉施設の避難計画作成を支援する。

資料：小千谷市町内別避難先等一覧

県が作成した「原子力災害時の新潟県広域避難マッチングの状況」(H27.7)において、当市は、十日町市（UPZ外）、南魚沼市、津南町へ避難することが示された。

これは、原子力発電所から概ね30km圏内となる即時避難区域（PAZ）と避難準備区域（UPZ）の全域が避難区域となる場合を想定し、その区域の住民が、その区域外の県内市町村に避難するとしたときのマッチングとしている。

このマッチングは、次の前提条件を設定した避難パターンの1つであり、実際の原子力災害の状況により避難先が変更となりうることに留意する必要がある。

【新潟県広域避難検討WTが示した避難先選定の前提条件】

- 事故と被害想定
 - ・単独もしくは自然災害と関連して原子力災害が発生した場合とする。
 - ・避難準備区域（UPZ）では防護措置がとられるが、UPZ外では、降雪を含む自然災害による影響がなく原子力災害に対する防護措置も発生する状況ではない場合とする。
- 避難者の想定
 - ・避難者の最大数は、即時避難区域（PAZ）人口と避難準備区域（UPZ）人口を合わせた約46万人とする。
- 避難所
 - ・避難所は、原則、県又は市町村が地域防災計画等で指定する避難所とする。
 - ・UPZ外を持つ市は、同一市内のUPZ外に避難所を確保する。

小千谷市町内別避難先等一覧

地区	町名	世帯数	人口	避難行動要支援者	バス避難する人の一時集合所所在地	避難先自治体
西小千谷地区	土川1丁目	212	622	75	小千谷小学校体育館 小千谷市土川1-5-52	十日町市
	土川2丁目	270	784	108		
	上ノ山1丁目	77	207	50		
	上ノ山2丁目	93	272	43		
	上ノ山3丁目	109	273	59		
	上ノ山4丁目	135	373	66		
	上ノ山5丁目	126	349	35		
	本町1丁目	137	354	77		
	本町2丁目	93	235	43		
	平成1丁目	132	348	61		
	平成2丁目	73	244	36		
	稲荷町	125	317	73		
	元町	108	276	66		
	日吉1丁目	87	237	37		
	日吉2丁目	135	319	86		
	船岡1丁目	44	122	34		
	船岡2丁目	107	305	56		
	船岡3丁目	183	519	76		
	栄町	185	512	73		
	計	2,431	6,668	1,154		
東小千谷地区	蕨生	155	469	78	東小千谷小学校体育館 小千谷市旭町7-6	南魚沼市
	元中子	406	1095	113		
	信濃町	82	236	42		
	山寺	157	462	69		
	旭町	252	685	100		
	木津町	431	1264	144		
	木津団地	128	292	64		
	津山町	157	437	67		
	東栄1丁目	284	715	129		
	東栄2丁目	117	272	58		
	東栄3丁目	125	360	61		
	浦柄	58	202	27		
	横渡	22	83	6		
	計	2,374	6,572	958		
山辺地区	山本	73	233	39	吉谷小学校体育館 小千谷市大字西吉谷甲216 又は 南中学校体育館 小千谷市真人町丁678	津南町
	西中	47	177	25		
	池ヶ原	54	176	23		
	古田	17	62	4		
	池中新田	39	135	13		
	坪野(上)	19	74	7		
	細島	18	75	3		
	塩殿	62	232	27		
	卯ノ木	14	51	7		
	上片貝	99	315	32		
	計	442	1,530	180		

※世帯数、人口、避難行動要支援者数は、平成27年3月末日現在。

※避難行動要支援者数は、小千谷市避難行動要支援者避難支援制度の対象者に該当する人数を掲載。

地区	主な避難経路	避難経由所 所在地
西小千谷	国道 117 号 又は 小千谷十日町津南線（県道 49 号）	十日町市立中条中学校 十日町市中条甲 569 TEL025-752-3020 又は 川西総合体育館 十日町市霜条 144 TEL025-768-2167
東小千谷地区	国道 17 号 又は 高速道路（大和スマート I C 下車）	南魚沼市役所大和庁舎 南魚沼市浦佐 1188-2 TEL025-777-3111（大和市民センター）
山辺地区	国道 117 号 又は 小千谷十日町津南線（県道 49 号）→国道 253 号 →国道 117 号	津南町総合センター 津南町大字下船渡丁 1633-1 TEL025-765-5776（教育委員会生涯学習班）

地区	町名	世帯数	人口	避難行動要支援者	バス避難する人の一時集合所所在地	避難先自治体
吉谷地区	打越	31	99	8	吉谷小学校体育館 小千谷市大字西吉谷甲 216	津南町
	上村	51	189	28		
	水口	30	86	19		
	滝谷	19	61	6		
	藤田沢	37	135	14		
	高畑	29	114	14		
	茶合	18	58	10		
	二俣	50	159	21		
	迹入	26	85	18		
	四ツ子	71	189	24		
	谷内	35	133	10		
	計	397	1,308	172		
城川地区	千谷川1丁目	203	569	72	総合体育館 小千谷市大字桜町 4915 又は 小千谷小学校体育館 小千谷市土川 1-5-52	十日町市
	千谷川2丁目	145	413	89		
	千谷川3丁目	52	107	32		
	千谷川4丁目	127	368	38		
	城内1丁目	264	675	86		
	城内2丁目	263	678	67		
	城内3丁目	168	465	40		
	城内4丁目	290	804	89		
	時水	104	300	33		
	桜町(上)	325	980	80		
	桜町(中)	90	343	23		
	桜町(下)	262	839	61		
	山谷	126	468	48		
	両新田	49	185	11		
	藪川	12	33	6		
	平沢1丁目	209	532	76		
	平沢2丁目	165	433	43		
	若葉1丁目	89	273	11		
	若葉2丁目	82	253	7		
若葉3丁目	43	128	5			
坪野(下)	46	163	12			
	計	3,114	9,009	929		
千田地区	三仏生	369	1227	101	千田中学校体育館 小千谷市大字千谷甲 1617	南魚沼市
	千谷	586	1624	154		
	小栗田	450	1136	82		
	計	1,405	3,987	337		
川井地区	内ヶ巻	53	168	25	旧川井小学校体育館 小千谷市大字川井 475-2 又は 岩沢住民センター 小千谷市大字岩沢 1003	津南町
	川井本田	51	153	19		
	新田	22	64	15		
	真皿	15	52	9		
	冬井	20	56	9		
	戸屋	11	40	3		
	計	172	533	80		

※世帯数、人口、避難行動要支援者数は、平成27年3月末日現在。

※避難行動要支援者数は、小千谷市避難行動要支援者避難支援制度の対象者に該当する人数を掲載。

地区	主な避難経路	避難経由所 所在地
吉谷地区	国道 117 号 又は 小千谷十日町津南線（県道 49 号）→国道 253 号→ 国道 117 号	津南町総合センター 津南町大字下船渡丁 1633-1 TEL025-765-5776（教育委員会生涯学習班）
城川地区	国道 117 号 又は 小千谷十日町津南線（県道 49 号）	十日町市立中条中学校 十日町市中条甲 569 TEL025-752-3020 又は 川西総合体育館 十日町市霜条 144 TEL025-768-2167
千田地区	国道 17 号 又は 高速道路（大和スマート I C 下車）	南魚沼市役所大和庁舎 南魚沼市浦佐 1188-2 TEL025-777-3111（大和市民センター）
川井地区	国道 117 号 又は 小千谷十日町津南線（県道 49 号）→国道 253 号→ 国道 117 号	津南町総合センター 津南町大字下船渡丁 1633-1 TEL025-765-5776（教育委員会生涯学習班）

地区	町名	世帯数	人口	避難行動要支援者	バス避難する人の一時集合所所在地	避難先自治体
東山地区	塩谷	21	59	12	東山小学校体育館 小千谷市大字小栗山 2357	南魚沼市
	荷頃	12	44	8		
	蘭木	14	52	7		
	岩間木	20	68	14		
	首沢	5	21	3		
	朝日	30	86	14		
	寺沢	20	72	10		
	中山	16	60	12		
	小栗山	22	64	15		
	計	160	526	95		
岩沢地区	桂	128	408	69	岩沢住民センター 小千谷市大字岩沢 1003	津南町
	山谷	68	219	39		
	市ノ口	35	119	16		
	岩山	11	27	11	又は	
	池之又	2	5	0	南中学校体育館	
	田代	1	2	2	小千谷市真人町丁 678	
	小土山	1	2	1	又は	
	外之沢	4	7	4	旧川井小学校体育館	
	大崩	13	37	5	小千谷市大字川井 475-2	
池之平	4	5	5			
	計	267	831	152		
真人地区	上沢	59	191	25	旧真人小学校体育館 小千谷市真人町甲 167	津南町
	万年	11	25	5		
	栗山	9	34	6		
	本村	43	154	13	又は	
	千三	65	201	32	南中学校体育館 小千谷市真人町丁 678	
	源藤山	12	30	12		
	石名坂	37	127	13		
	中山	32	103	15		
	芋坂	41	141	17		
	時之島	23	81	7		
	市之沢	15	35	7	吉谷小学校体育館 小千谷市大字西吉谷甲 216	
	山新田	9	17	9		
	芹久保	3	5	6		
	若栃	35	107	18		
	北山	9	17	9		
孫四郎	1	3	1			
	計	404	1,271	195		

※世帯数、人口、避難行動要支援者数は、平成27年3月末日現在。

※避難行動要支援者数は、小千谷市避難行動要支援者避難支援制度の対象者に該当する人数を掲載。

地区	主な避難経路	避難経由所 所在地
東山地区	国道 17 号 又は 高速道路（大和スマート I C 下車）	南魚沼市役所大和庁舎 南魚沼市浦佐 1188-2 TEL025-777-3111（大和市民センター）
岩沢地区	国道 117 号 又は 小千谷十日町津南線（県道 49 号）→国道 253 号→ 国道 117 号	津南町総合センター 津南町大字下船渡丁 1633-1 TEL025-765-5776（教育委員会生涯学習班）
真人地区	国道 117 号 又は 小千谷十日町津南線（県道 49 号）→国道 253 号→ 国道 117 号	津南町総合センター 津南町大字下船渡丁 1633-1 TEL025-765-5776（教育委員会生涯学習班）

地区	町名	世帯数	人口	避難行動要支援者	バス避難する人の一時集合所所在地	避難先自治体
片貝地区	高梨	109	373	38	千田中学校体育館 小千谷市大字千谷甲 1617 片貝中学校体育館 小千谷市片貝町 8787-2	南魚沼市
	五辺	129	477	49		
	一之町一区	62	199	32		
	一之町二区	147	484	58		
	一之町三区	87	293	47		
	一之町四区	62	182	25		
	一之町五区	63	247	34		
	二之町	30	88	15		
	茶畑	42	135	20		
	町裏	165	501	81		
	表三之町	42	121	31		
	稲場	82	268	42		
	屋敷	115	320	45		
	四之町	93	274	58		
	高見	34	120	18		
	新屋敷	49	160	21		
	五之町	60	200	32		
	八島	41	135	24		
	沼田	19	75	6		
	池津	64	244	28		
山屋	34	121	20			
鴻巣	55	219	18			
計	1,584	5,236	742			
合計	12,750	37,471	4,994			

※世帯数、人口、避難行動要支援者数は、平成27年3月末日現在。

※避難行動要支援者数は、小千谷市避難行動要支援者避難支援制度の対象者に該当する人数を掲載。
なお、このうち避難行動要支援者（同意者）名簿登録者数は、2,333人。

地区	主な避難経路	避難経由所 所在地
片貝地区	国道 17 号 又は 高速道路（大和スマート I C 下車）	南魚沼市役所大和庁舎 南魚沼市浦佐 1188-2 Tel.025-777-3111（大和市民センター）

資料：緊急時活動レベル：EAL (Emergency Action Level)

どの緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準。

【EAL1】

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電線のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑬ 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。 ⑭ 東海地震注意情報が発表された場合（浜松原子力発電所のみ）。 ⑮ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

【EAL2】

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電原が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令法で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業者外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行なう。</p>

【EAL3】

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済み燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令法で定める基準以上の放射線量又は放射線物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射線物質が異常な水位で原子力事業所外へ放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行なうとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

原子力災害に備えた小千谷市広域避難計画

平成28年1月29日 策定

編集・発行

小千谷市危機管理課

新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

電話 0258-83-3515 (直通)

FAX 0258-83-2789

URL <http://www.city.ojiya.niigata.jp/>